

高等学校5年経験者研修実施運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 高等学校5年経験者研修を効果的に実施するため、高等学校5年経験者研修実施運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、別表Ⅰに掲げる基準により委員4名をもって組織する。

2 委員会には、委員長、副委員長を置く。

(1) 委員長は、高等学校長協会代表をもって充てる。

(2) 副委員長は、県立総合教育センター主席指導主事相当職（教職員研修担当）をもって充てる。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(所掌事務)

第5条 委員会は5年経験者研修実施要項の作成及び事業の推進・運営に当たる。

(幹事会)

第6条 委員会に、会議事項をあらかじめ整理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表Ⅱに掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会は、県立総合教育センター主任指導主事（教職員研修担当）が招集し、主宰する。

(事務局)

第7条 事務局は幹事をもって構成し、庶務をつかさどる。

2 事務局は、県立総合教育センターに置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

- (1) この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- (2) この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- (3) この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- (4) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（委員）

職 名 等	人 数
高等学校長協会代表1名、高等学校教頭会代表2名	4名
県立総合教育センター主席指導主事相当職（教職員研修担当）1名	

別表Ⅱ（幹事）

職 名 等	人 数
県教育局県立学校部高校教育指導課指導主事1名	6名
県立総合教育センター主任指導主事1名	
県立総合教育センター指導主事（5年経験者研修担当）4名	